

起業・第二創業を目指す女性起業家向け助成金のご案内

—助成金額：上限100万円（※空き家を活用する場合：最大200万円） 助成率：1/2—

〈受付期間〉平成29年4月17日（月）～ 6月15日（木）〈最終日16時必着〉

意欲ある女性の新たな活力を引き出すため、起業・第二創業を目指す女性起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

■応募対象事業■

① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること。

② 地域経済の活性化に資する事業であること。

＜事業例＞子育て教室併設のカフェの経営、ビジネスマナー指導等の教育・研修事業、アレルギーに対応した洋菓子の販売、農漁村体験等のツアー企画、Webによる日本酒の海外販売など

■事業概要■

応募資格	女性の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、平成28・29年度（平成28年4月1日から平成30年2月末日まで）に、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方
助成対象経費	事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費など、事業の立ち上げ等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注・納品・支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ※ 平成29年4月1日から平成30年2月末日までの間に、物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。
助成金額	上限：100万円 ※ <u>空き家を活用する場合は、改修費に対して別途100万円を上限に加算あり</u> 助成率：1/2
助成対象期間	平成29年4月1日～平成30年2月末日（11か月）
審査方法等	応募書類審査及びヒアリング審査により選考（必要に応じて現地調査を実施）

※ 助成金申請事業に対し、国等から助成金が交付されている場合は、その助成対象経費を控除して申請してください。

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」の同時申請

起業の場合、助成金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）を実施します。事業実施に必要な経費について、上記助成金の申請とは別に、貸付金として最大300万円を申請することができます（第二創業の場合は貸付申請できません。）

- 貸付限度額：300万円 ※貸付対象経費の70%以内（万円単位）、最低金額は100万円
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：10年以内（うち3年据置）



■申請・問合せ先■

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4

神戸市産業振興センター2階

TEL 078-977-9072 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/joseikigyou>

（募集要項、申請様式はこちら）